

加産第 940 号
令和元年 8 月 28 日

加古川市労政審議会
会長 山口 光一 様

加古川市長 岡田 康裕



「働き方改革」の実現に向けた労働施策について (諮問)

平成 31 年 4 月 1 日より順次施行される働き方改革関連法に基づき、働く者の事情に応じた多様な働き方を選択でき、働く者一人ひとりがより良い将来の展望を持てる社会の実現を目的とした「働き方改革」を推進していくことが求められています。

これらの実現には雇用の 7 割を担う中小企業・小規模事業者において、改革が着実に実施されることが必要です。

標記のことについて、本市が今後取り組むべき施策、特に、中小企業向けの支援施策について、加古川市労政審議会規則（平成 2 年規則第 20 号）第 2 条第 5 号の規定により貴審議会に諮問します。